

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された皆様へ

～財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の災害等の事由による非課税払出しのご案内～

1、概要

財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄を、本来の目的である住宅購入・年金以外で払い出す場合、利子などに課税されることとなりますが、災害等の事由で払い出す場合については、非課税で払い出すことができる特例があります。

具体的には、「①本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合」について非課税の払い出しの対象となります。(※)

(※) 上記①の理由の他、以下②～⑤の理由も非課税特例の対象となります。

- ② 本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が 200 万円を超えた場合
- ③ 本人が所得税法上の一定の寡婦又は寡夫に該当することとなった場合
- ④ 本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
- ⑤ 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

2、具体的な手続きの注意事項

- (1) 非課税財形貯蓄の払出しを行うことについて、貯蓄を行っている方の住所地の税務署から確認を受け(上記①～⑤の理由が生じた日から 11 ヶ月以内に確認を受けるための申出を行う必要があります。)、理由が生じた日から 1 年以内に払出しを行うことが必要です。
- (2) 税務署の確認の際は、所定の様式と上記①～⑤の理由を証明する書類が必要です。
- (3) 様式や証明書類の詳細については、国税庁のホームページを確認するか、または、電話にて直接住所地の税務署へお問い合わせください。

国税庁ホームページ

○ 災害により被害を受けられた方へのお知らせ(勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄関係)

<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/saigai/index.htm>